令和６年度「森の案内人養成講座」

令和６年度「森の案内人養成講座」を開催いたします。高校生以上で県内在住の方ならどなたでも参加することができます。参加は各回20名程度で、２講座以上受講すると終了証が発行されます。
※開催日の１週間前までお申し込みください。

【開催日】　令和６年11月４日（月）・・・秋の講座（ブナの森の自然講座）など
　　　　　　令和７年２月16日（日）・・・冬の講座（雪講座）など

【会　場】　山形県遊学の森

【問合せ】　山形県最上総合支庁森林整備課　森づくり推進室　☎29-1350
　　　　　　Mail：ymogamimoridukuri@pref.yamagata.jp

参加無料

９月１日から10月31日は行政相談月間です！

毎月第１金曜日に定例行政相談所を開設しています

総務大臣が委嘱している行政相談委員が、「無料」「秘密厳守」でご相談に応じます。10月は特設相談所も設けますのでお気軽にご相談ください。

定例相談
【日にち】　11月１日（金）・12月６日（金）
【時　間】　９時30分～11時
【場　所】　金山町農村環境改善センター

特設相談
【日にち】　10月８日（火）
【時　間】　９時30分～11時
【場　所】　グリーンバレー神室

行政苦情
【問合せ】　☎0570-090110（全国共通番号）

こんな時は行政相談をご利用ください

▶どこに相談したらよいか分からない…
▶役所に申請したが手続きが進まない…
▶公共施設が壊れていて危険…

川崎惠佐夫行政相談員

冬期間は自宅で電話による相談を受け付けます。どうぞご利用ください。
☎52－7386

第16回 金山町フォトコンテストを開催いたします

「四季奏でるまち。金山」をテーマにし、令和６年に撮影された写真を募集します！入選者にはホテルシェーネスハイム金山ペア宿泊券や金山町の特産品などが贈呈されます。ぜひご応募ください。

【テ ー マ】 四季奏でるまち。金山

【応募期間】 令和６年９月１日（日）～令和７年１月10日（金）　詳しくはこちら▶

【応募方法】 お一人さま何作品でもご応募いただけます

①Instagramで応募・・・Instagramで「@kaneyama_no_zikan」をフォローし、キャプション部分に作品名、簡単な作品の説明を明記の上「#kaneyama_no_zikan」「#kaneyama フォトコンテスト R6」どちらもつけて投稿

②メールで応募・・・件名に「KANEYAMAフォトコンテスト」と記載し、kankou@town.kaneyama.yamagata.jpへ送信
※宛先：KANEYAMAフォトコンテスト事務局（役場産業課）

③写真を印刷して応募・・・写真を印刷してKANEYAMA フォトコンテスト事務局（役場産業課）宛に郵送　※宛先・・・〒999-5402　山形県最上郡金山町大字金山324-1

【選考方法】 応募作品の中から厳正に審査し、受賞者を選出します。

【結果発表】 Instagram（k-hour 金山の時間（@kaneyama_no_zikan））および、金山町公式ホームページで発表します。また、100周年を記念し作品の展示会を行いますので、入賞された方にはダイレクトメッセージ、メール、郵送のいずれかでご連絡します。

【そ の 他】
▶令和６年１月～12月の１年間で撮影されたものに限ります。
▶応募写真は本人が撮影したもの、もしくは応募者に帰属するものに限ります。
▶応募いただいた写真は町の広報やHP、事業用チラシなどに使用される場合があります。
▶写真に写っている個人については必ず承諾をいただいてからの応募をお願いします。

【問 合 せ】 KANEYAMA フォトコンテスト事務局（役場産業課）　☎29-5640

金山町中央公園※内地域振興施設整備意見交換会への参加者募集

※10/1～金山町中央公園として条例施行

町では金山町中央公園の整備検討を進めているところですが、公園内に整備予定の地域振興施設の規模や機能、活用方法などについて、意見交換を行う場を設けることとしました。
つきましては右記のとおり参加者の募集を行いますので町民の皆さまからもご参加いただき、幅広くご意見をいただきたいと考えております。ぜひお申込みください。

【応募資格】 18歳以上の金山町民
【募集人数】 ５名程度
※申込多数の場合は選考
【業務内容】 意見交換会への出席
※令和６年度内に３回程度、平日夜開催予定
【申込期限】 令和６年10月15日（火）まで
【問 合 せ】 役場環境整備課　建設・景観係
☎29-5628

かねやまゼロカーボン通信 vol.15

今日からできるカーボンニュートラル　～食品ロス削減編～

10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」

食品ロスとは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなどの様々な理由で、**「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」**のことです。国内で**年間472万トン**（農林水産省・環境省「令和４年度推計」）も発生しており、国民１人当たりに換算すると１日約103グラムで、おにぎり約１個のご飯の量（約100グラム）に近い量の食品を捨てていることになります。家庭からの食品ロス発生量は、236万トンとほぼ半分を占めます。食品ロスはちょっとした「心がけ」で減らすことができますので、みなさんも取り組んでみましょう。

すぐ家庭で取り組めること

【買い物のポイント】
▶買い物の前に、冷蔵庫や食品庫にある食材をチェックする。→買いすぎや買い忘れを防ぐ事ができます。
▶必要な食材を必要な量だけ購入する。→まとめ買いをしたものの使わず、期限が切れて捨ててしまうことがあります。必要な時に必要な量だけ購入することで、食品ロスを防ぐことができます。
▶「てまえどり」を心掛ける。→「てまえどり」とは、商品棚の手前にある販売期限が近づいた商品から優先的に購入することです。

【保存方法のポイント】
▶冷蔵庫内の「見える化」→期限切れが近い食品や早く食べたい料理は目立つ場所に配置し、食品の種類ごとに整理整頓して、庫内の食材は容量の約６割程度を心掛けましょう。

【調理・食事のポイント】
▶食材はなるべくまるごと使いましょう。→これまで捨てていた野菜や果物の芯や皮など使うことで食品ロスを防ぐことができます。
▶その日、その時食べられる量を作りましょう。→作りすぎは資源の無駄遣いだけではなく、食べすぎにもつながります。
▶残った料理はリメイクなどで食べきる。→余ってしまった料理や残りがちな食材はリメイクして、おいしく食べきりましょう。

消費期限と賞味期限の違いは？

食品の期限表示は「消費期限」と「賞味期限」のように、似たような表示があります。原則として傷みやすい食品には消費期限、比較的日持ちする食品には賞味期限が設定されています。

消費期限とは
安全に食べることができる期限で、消費期限を過ぎた食品は食べない方が良いとされています。

賞味期限とは
おいしく食べることができる期限で、すぐに食べられなくなるわけではありません。

フードドライブをご活用ください！

家庭で余っている食品がありましたらぜひフードドライブをご活用ください。
町内では役場環境整備課、金山町社会福祉協議会（農村環境改善センター内）、ファミリーマートやまろく金山店にフードドライブの回収ボックスが設置されています。

対象となる食品は 未開封のもので、賞味期限が１か月以上残っており、常温保存できる食品 です。
【例】 お米（特に不足しています）、乾麺、インスタント食品、レトルト食品、乾物（のり、海藻など）、調味料（しょうゆ、味噌、食用油など）、お菓子、飲料（ジュース、お茶、水など）、缶詰、瓶詰

【問合せ】 役場環境整備課　環境下水道係　☎29-5631